

今後の農業改革の方向について

平成 25 年 11 月 26 日
規 制 改 革 会 議
農 業 ワーキング・グループ

農業者の高齢化やそのリタイアに伴い受け手を必要とする農地が急増することが予想される一方、次代の後継者が見つからない地域が散見され、また耕作放棄地が増加するなど農業を巡る環境は極めて深刻である。こうした中であっても、我が国農業は、担い手への農地集積・集約等を通じて農業生産性を飛躍的に拡大させ、本来有するはずの国際競争力を活かしていかなければならないという構造的課題を抱えている。

このような課題を克服し、競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するためには、既存農業者や新規参入者、農業団体や企業等の意欲ある主体が、地域や市町村の範囲を越えて精力的な事業展開を図るなど、新しい道を積極果敢に切り開いていく必要がある。

このため、強みを引き上げ、弱みを克服する非連続的な施策を導入し、平成 21 年改正農地法附則第 19 条第 5 項における 5 年後を目途とした検討の中で、まずは以下の事項を中心として、早急に農業改革に取り組むべきである。

この他、農業・林業・水産業において、チャレンジする人を後押しし、これらに従事する者が誇りを持てる強い農林水産業を実現するため、現在の規制・制度について、不断の検討、見直しを進めるべきである。

1 農業委員会

農地の権利移動の調整機能を担ってきた農業委員会については、農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、その在り方を見直す時期に来ている。

既存農業者や新規就農者、広域的な事業展開を図る農業者といった多様な担い手の活動を適切に確保する観点から、これらの者に対して、公平かつ迅速に対応することが求められる。

同時に、耕作放棄地が増加している現状や、今後、域外参入者や農外企業を含め多様な担い手の参入が予想されることを踏まえ、農業委員会が持つ地域の農地に関する知見を有効に活用しながら、農地の保全について取組を一層強化する必要がある。

このため、農地の権利移動に係る許可や農地転用に係る意見具申、農地の適正利用の監視・監督に係る措置といった農業委員会の業務における重点の見直しを図るとともに、委員の構成や選挙・選任方法、事務局体制の整備等についての見直しを図るべきである。

2 農業生産法人

生産性の飛躍的向上や国際競争力の強化が求められていること等を背景に、多様な経営資源を有する法人が、農業の有力な担い手としてその役割を果たすことが期待されている。

特に、現行の農業生産法人の要件については、事業規模拡大に十分に対応できるか、農業者の資金調達手段を狭めていないか、その制度が現場に携わる者にとって簡素で分かりやすいものになっているか等の観点から、所要の改善を図ることが求められる。

このため、農業生産法人が、地域の農業に貢献しつつ、意欲的な事業展開ができるよう、企業の農地所有に係る農業関係者の懸念にも配慮しながら、現行の要件の見直しを図るべきである。

3 農業協同組合

農業者の組織として活動してきた農業協同組合は、少数の担い手組合員と多数の兼業組合員、准組合員・非農業者の増加、信用事業の拡大等の状況が見られるなど農業協同組合法（以下「農協法」という。）の制定当時に想定された姿とは大きく異なる形態に変容を遂げてきた。

こうした状況を踏まえれば、「農業者」に最大限の奉仕をする組合組織という農協法の理念を改めて想起し、組合員・准組合員等の多様な関係者の調整を図るとともに、農業者の生産力の増進や市場の開拓に係る取組、地域の独自性を発揮する組織の取組などを強化する必要がある。

このため、それぞれの組合が個々の農業者の所得増大に傾注できるように、コンプライアンスの充実など組織運営のガバナンスについての見直しを図るとともに、行政的役割の負担軽減や他の団体とのイコール・フットィングを促進するなど、農政における農業協同組合の位置付け、事業・組織の在り方、今後の役割などについて見直しを図るべきである。

4 その他農業諸団体

農業協同組合のほか、その他の農業諸団体についても、今後の農政の在り方に対応して、それぞれの役割を再検討し、見直しを図るべきである。

以上